

第 1 2 回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和 6 年 1 2 月 1 6 日 (月)

場 所 市役所 4 階 4 0 1 大集会室

議事日程

議案第 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

(申請件数 1 件)

議案第 2 号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

(申請件数 8 件)

議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

(申請件数 2 件)

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について

(申請件数 5 件)

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について

(申請件数 4 件)

応召委員 (1 3 名)

1 番 荻野 光徳

2 番 乙幡 昇治

3 番 峰岸 豊

4 番 山田 伸一

5 番 比留間 望

6 番 宮崎 義憲

7 番 比留間孝明

8 番 大口 貴司

9 番 高橋 文雄

1 0 番 内野 一彦

1 1 番 中村眞由美

1 2 番 川口 広敏

1 3 番 加藤 武

職務のために出席
した者 (事務局)

事務局 長 前原 光智

事務局次長 井上 ひとえ

事務局書記 辻 陸人

午後 4 時開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第 1 2 回農業委員会総会を開催いたします。本
日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会

	総会に関する規則第 6 条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。 それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、6 番宮崎義憲委員と 1 1 番中村眞由美委員以上 2 名の方をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1 件あります。 それでは、事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 1 件の申請がございました。 申請番号 1 番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。 理由は、令和 6 年 6 月 9 日申請人の夫の死亡による相続であります。 なお、本申請に際しまして、山田伸一委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また、特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。 それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
8 番 (大口 貴司君)	本日、午後 1 時 0 0 分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1 件あります。 申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、ハウレンソウが栽培されており、一部作付け準備中でした。

議長
(加藤 武君)

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、8件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、8件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は

それぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成２７年３月１８日に相続し、前回調査は、令和４年１月１７日になります。

申請番号２番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成３０年３月２１日に相続し、前回調査は、令和３年１２月１５日になります。

申請番号３番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目はいずれも畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成３０年３月２９日に相続し、前回調査は、令和３年１２月１５日になります。

申請番号４番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目はいずれも畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成２４年４月１１日に相続し、前回調査は、令和３年１２月１５日になります。

申請番号５番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成３０年３月２１日に相続し、前回調査は、令和３年１２月１５日になります。

申請番号６番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目はいずれも畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成９年３月１３日に相続し、前回調査は、令和３年１１月１７日になります。

申請番号７番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成２４年４月１３日に相続し、前回調査は、令和３年１２月１５日になります。

申請番号８番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成２７年４月１５日に相続し、前回調査は、令和４年１月１７日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8 番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、8件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ノラボウ、ブロッコリー、白菜、大根等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ノラボウ、ネギ、白菜、大根が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①及び③の農地は、植木が栽培されておりました。②の農地は芝生が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、ミカンが栽培されておりました。②の農地は、準備中でした。③の農地は、ネギ、大根、里芋、ホウレンソウが栽培されておりました。④の農地は、お茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、ブロッコリー、スナップエンドウ、小松菜等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号6番の農地でございますが、①及び③の農地は、作付け準備中でした。②の農地は、小松菜、ホウレンソウ、大根、ニンジンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号7番の農地でございますが、①の農地は、大根、ネギ、ブロッコリー、キャベツが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

議長
(加藤 武君)

6 番
(宮崎 義憲君)

議長
(加藤 武君)

12 番
(川口 広敏君)

議長
(加藤 武君)

9 番
(高橋 文雄君)

た。

申請番号 8 番の農地でございますが、①及び③の農地は、植木が栽培されておりました。②の農地は、植木、果樹が栽培されておりました。④の農地は、栗、植木が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 2 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、宮崎委員。

1 番と 6 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願います。

他にはございませんか。

では、私から報告いたします。

2 番と 3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願います。

他にはございませんか。

はい、川口委員。

4 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願います。

他にございませんか。

はい、高橋委員。

5 番と 7 番、8 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願います。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。
次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。
それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。
議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、2件ございます。
申請番号1番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和6年8月17日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。
申請番号2番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和6年6月9日、申請人の配偶者の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。
以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。
それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。
議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明

議長
(加藤 武君)

願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告いたします。

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

他にはございませんか。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

他にはございませんか。

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、5件ございます。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、5件申請がございました。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番から4番が駐車場、申請番号5番が資材置場でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告いたします。

1番と5番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい山田委員。

4番
(山田 伸一君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか

はい、比留間望委員。

5番
(比留間 望君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決

事務局
(井上ひとえ君)

処理について」、4件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番から3番が住宅用地、申請番号4番が道路でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告いたします。

1番と2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい、乙幡委員。

2番
(乙幡 昇治君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第12回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 2 2 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩